

令和3年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日時：令和3年6月28日（月）14時00分
2. 場所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名
会長 7番 縣次男
副会長 1番 坂本成一

委員 3番 高田英
4番 大野重利
5番 江藤国子
6番 式田信一
8番 佐藤孝雄
9番 佐藤一富雄
11番 佐藤富雄

4. 欠席委員 2番 竹内正敏
10番 麻生秀昭

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事

- ① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ② 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 非農地証明の発行について
- ④ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑤ 農業振興整備計画（変更）について
- ⑥ その他

- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第6回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号9番 佐藤 一富委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第5までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1号～3号 3件)

議 長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案1号について、議席番号11番 佐藤 富雄委員より説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは、1号議案の説明をさせていただきます。

場所は阿蘇野の上重という所でございまして、この案件につきましては今年の第1回の総会の時にこの方が同じ付随農地という事が出された案件であります。その時は可決されましたが、その後2月の総会の時に、空き家の方の買い手の方と話がつかなくて取り消しという事で報告がありました。そしてまた今度新たに、受人の方が空き家バンクで買ったという事で、こうして付随農地として認めていただきたいという事で今回この議案にあがった訳でございます。

この件につきましては、前回も同じ案件でありましたので問題はないんじゃないかな？という事で、私は判を押させていただきました。皆様のご意見を宜しくお祈り申し上げます。

議 長

1号議案ですが、今説明が終わりました。これにつきましてご質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この1号議案 承認する事に致します。

議 長

続きまして議案2号ですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

はい、それでは2号議案について説明致します。

渡人は、子供さんがこちらに居ないわけですね。それで親戚である受人に贈与という事で、そうしないと今後保全が出来ないという事で申請になっていますので宜しくお願いします。

議 長

はい、2号議案の説明終わりましたけど、この2号議案につきましてご質問がある方、お願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案2号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案3号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは、3番の説明を致します。

申請地は挾間町来鉢、渡人は大分市の方です。それから受人は住所が挾間町来鉢となっていますが、ついこの前まで大分市に住んでいて、いわば空き家バンク付きの付随農地みたいな感じで、今回こっちに家を買って引越しを済ませたという事でございます。

高齢で初めての農地という事ですが、聞いたところではサポーターがちゃんとついておるらしくて、農機具・田も準備出来ているという話を聞いております。審議の程宜しくお願い致します。

議 長

議案3号の説明が終わりましたけど、この案件につきまして、質問がある方お願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(11番 佐藤 富雄 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

11番 佐藤 富雄 委員

これですね、年齢も高齢の様にあるんですが、まあ新規という事であるのでどうなのかな？という風に思うんですが。それとあの経営面積につきましては、0という事で売買になっておりますが、こういったところの問題はないのでしょうか？

まあ農機具とか器具とかの準備は出来ているのかどうか？というのも思うのですが。

4番 大野 重利 委員

今申しましたが、サポーターがきちんとおりまして、その方も農機具は準備出来ておりまして、受人は77歳でありますけどやる気十分の方とお見受けを致しました。

大分市で会社を経営していたのですが、社員に任せてこの来鉢の方に引っ越すという事でやる気は満々の様に思いましたが、以上です。

11番 佐藤 富雄 委員

経営面積については、5反以上とか面積とかあるのが0㎡なんですが、認められるでしょうか？

事務局

あの、全筆購入という事で5反を超しますので、購入できるという事です。

5反以上購入すれば、農業者という扱いになりますので。

11番 佐藤 富雄 委員

実際持っていないと買えないんじゃないの？

事務局

いえ、そんな事はない。5反持つてる人が買うんじゃなくて、今回取得して5反になればいいということです。

例えば購入面積が3反だったら、利用権設定が2反以上ないと5反に満たないので出来ないとかそういう事はありますが、今回は権利があります。

11番 佐藤 富雄 委員

わかりました、いいです。

議長

他に質問はないでしょうか？

(8番 佐藤 孝雄 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

8番 佐藤 孝雄 委員

この人は元々来鉢にいた人ですか？

4番 大野 重利 委員

いや、大分市の方から来鉢に移ってきた人で、今回空き家バンク付の農地のような感じで引っ越したばかりです。大分市の方では会社を運営していたんですが、会社を退いて田舎の方へ引っ越して農業をやるということです。

高齢で心配はしましたが、サポーターもしっかりいるようでありましたので大丈夫かと思います。

8番 佐藤 孝雄 委員

農業については全くの素人、初心者という事ですか？

4番 大野 重利 委員

そういう事でしょうね。

8番 佐藤 孝雄 委員

わかりました。

(推進委員 竹林 千尋 委員より挙手有り)

推進委員 竹林 千尋 委員

竹林です。

ちょっと聞きたいのは、この面積をその高齢者の方がやられる事に不安というのは、今皆さんも述べているんですが、サポーターとはそもそも何なのか？というのと、もしこの方が両方ご病気されるとか出来なくなった場合の後継者はいらっしゃるのでしょうか？

4番 大野 重利 委員

後継者の事までは私はわからないのですが、本人はやる気満々に思えました。

推進委員 竹林 千尋 委員

自己責任という事ですかね？ただその後、農地が荒れたら困るかな？という感じはしたんですけど、まあ特に問題はないと思います。

4番 大野 重利 委員

ちょっと、本人が出来なくなった先までは私もわかりません。

推進委員 竹林 千尋 委員

はい、すいません。ちょっと心配になっただけです。

議 長

他にご意見はないですか？ご質問？

(ありません。)

この議案3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第2 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

議長

続きまして、日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは議案4号について、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

では、説明します。位置図の2ページを開けてもらえばありがたいんですが、県道大分小挾間線の道路沿いという事です。

地図で左が広く空いてるのですが、ここは市のグラウンドが出来ております。県道とグラウンドの間に三角地帯みたいな形で農地があります。

申請地はその中で果樹などを植えていた土地ですが、管理等が出来ないという事で売買になったということです。

どうか審議を宜しくお願いします。

議長

はい、佐藤委員さんから説明がありましたけど、ご質問がある方はお願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

3番 高田 英 委員

3番、高田です。すみません、申請目的が事務所とあるんですが何の事務所か教えてください。

事務局

申請事由は、事務所で何の事務所か内容までは書いていません。ちょっと確認を取ってから回答します。

確認中・・・

先程の回答ですが、建設会社の事務所となっており、今回はプレハブ事務所を一番奥に設置する計画になっているのですが、将来的には周りの土地も転用して事務所を建設したいと聞いております。一応プレハブの事務所ですが、排水同意とか取ってますので、それで許可をという話になってるそうです。

議長

今、説明がございましたけれども、他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「非農地証明の発行について」

(議案5号～11号 7件)

議 長

日程第3 非農地証明の発行について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案5号からですが、この案件につきまして質問があればお願い致します。
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この5号の案件 非農地証明の発行を決定致します。

続いて議案6号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案7号についてご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案8号についてご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案9号についてご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案10号についてご質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番、高田です。これですね、字図上には記載がないものをここにあると思われる推定の位置だけで証明を出しても問題はないんですかね？これをする必要があるんですか？

事務局

この土地は今言う様に字図上に無いんですけども、昔の登記簿をとったら存在してるもので、どうすればいいのかという事で、今回家と農地の売却に伴ってそういう登記になっているものを売買するという事で、あの県の方に聞いたらこれでいいという判断のもと、今回の申請にしました。

3番 高田 英 委員

つまりこれ税務課かな？字図は。建設課だけ？

過去の国土調査をやった形跡からそれと法務局の見解まで合わせて、証明書は必要ですかね？

事務局

登記上番地が存在するので、国土調査の時に道にこの番地が取り込まれたんじゃないかなという推測のもと、この番地が抹消されてないもので、こういう推測というかたちをとりました。

3番 高田 英 委員

この土地の不存在のなんか登記か何かをすれば出来そうな気がするのだけど、これは出さないと悪いのだろうかと思って。

事務局

今言う様に昔にその国土調査かなにかで吸収されてしまったのか、そこが明確には当時の事が判明しませんので、今回総会にこの番地が吸収されてしまっているという推測という形で、一応かけるという風に県と協議した結果そうになりましたので。その土地が有って無いようなものですが、今回の売買によってこれで修正という形で法務局に登記するという形でかけたいという事です。

議長

高田委員さんいいですか？

事務局

境界未定農地とか色々ありますけども、そういう感じの農地扱いという形。

3番 高田 英 委員

ある意味、農業委員会が証明することによって、今後なんかあった時に不利益を被るのではないかという心配を私はしているんです。

事務局

今言う様にこのままでも困るので、今回この方の土地全部その中に入っているこの番地もふまえて売買するという事で、あやふやなものを無くしてしまおうという意味合いで、一応うちの方もわからないので県の方に相談しながら一応この番地、境界未定地と一緒に扱って推測地という事で。だから国調の時に多分道に番地が取り込まれたかなんかで消えてると思うんです。ただ税務上残っているもので浮いたままになりますので、今回これをふまえて、一応うちの農地じゃないという事でかけたいという事です。

今後もこのままだったら農地で残ってしまうんです、この番地が。

3番 高田 英 委員

現況がどこかわからないものを証明する事自体がおかしいんじゃないかな？と思う。

事務局

だから、国調の時にそういうのがあやふやだから今回こんな風になったんだと思うんですよ。

3番 高田 英 委員

過去の経緯をどこまでどう調べたのかわからんけど…。

事務局

調べたけど、今言う様にどこでどうなったのかというのが、国土調査から2、30年経っているんで、次の議案11号もそうなんですけど、もう20年以上建てられてそのまま農地にお風呂場もトイレも建ててるので、そういう風でもう20年以上経っているので追跡が出来ないというのが正直なところです。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案11号についてご質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番です。

33ページの図面を見ると1885番があるんですけども、これ20年経過しているっていうのは、このちょっとした建物ものが建物登記されているんでしょうか？これ何の資料で20年経過って事がわかったんでしょうか？

事務局

これは税務課等の関係で、20年以上前から課税してましたので、20年以上経過しているという事で判断致しました。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第12号～14号 3件)

議長

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

では議案12号ですが、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案12号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案13号ですが、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案13号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案14号ですが、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案14号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第5「農業振興整備計画(変更)について」

(別議案第1号～19号 19件)

事務局

次の日程5の農業振興地域整備計画については農政課が説明いたしますが、農業委員さん・推進委員さんへお配りしている資料の中に農振除外の要件という1枚紙があるかと思っております。まずこれを皆さんにご理解の上で、あとで農政課が説明する農振除外の説明を受けた方がわかりやすいかと思っておりますので、農業委員会からこのワンペーパーの説明をさせていただきたいと思っております。これが住んだら5分間の休憩に入りたいと思っておりますので。

農業委員会事務局より、農振除外の要件について説明。

(休憩により一時中断)

議長

日程 第5 農業振興整備計画(変更)について 19件あります。事務局より説明をお願いします。

農政課

日程 第5 農業振興整備計画(変更)について、議案朗読説明。

(※ 箇所番号1つずつ説明をする)

議長

今、農政課から説明がありましたけど、この案件につきまして、質問があればお願い致します。

(6番 式田 信一 委員より挙手有り)

式田委員さんどうぞ。

6番 式田 信一 委員

6番の式田です。申し出者が67歳という事で、今から柵を植えたら10年かかるんですよ。77歳になるわけですね、柵の木を抱えて歩けるかという事がね、一つ問題じゃないかと思うんですけども。

農政課

申し出者から聞き取りしましたところによりますと、椎茸を作っている方にこの土地を管理していただくという事を聞いております。

それで現在、現地確認に行ったらほとんどもう荒れている様な状態の土地になっておりました。

6番 式田 信一 委員

はい、わかりました。

議

長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号1番の除外につきまして採決したいと思
います。意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号1番の除外につきまして、意見なしとして答
申致します。

続きまして、箇所番号2番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号2番 議案朗読説明。

議

長

今、農政課から説明がございましたけども、箇所番号2番につきまして質問がある方お
願い致します。

(5番 江藤 国子 委員より挙手有り)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

感覚的にちょっとわからないんですけど、さっきのこの農業委員会から説明があったこ
ういう場合が、この(イ)に該当するんですか？除外する事で周辺農用地の集団化とか農
作業の効率化、その他効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすっていう、それが農地の固
まりの？

農 政 課

そうですね、あのこれ申請にあたりまして、周辺農用地の同意を頂いております。それ
であの絶対に外せないかと言うとそうではなくて、端からという事であれば除外も出来る
という事になっております。

5番 江藤 国子 委員

じゃいくら一種農地の良い所でも、端っこだったらどンドン外していけるっていう感じ
ですか？

農 政 課

どンドンっていうか、周りの農地の方の同意を得るとか、他の田の入口が無くなったり
しないとか、そういう事を勘案しまして、外す事は出来る事になっています。

5番 江藤 国子 委員

じゃこの人は、もう他に農地が無いから仕方なくここでという事に。

農 政 課

はい、そうです。あの農振地域以外の所を3・4箇所検討して頂いているんですが、ど

うしてもその土地の交渉が上手くいかなかったという事で、どうしてもないという事でここを何とか外させてくださいという申し出です。

5番 江藤 国子 委員

農家をしてる方から言うと、やっぱりこういう良い所を端っこでも外してしまうと、隣の人も自分ちもとなつて、どんどん外れていくような気がしてすごい嫌なんですけど、これは仕方ないと思わないといけないんですかね。

農 政 課

ここを仮に使う方がいるとかいうことがいればあれなんですけど、こういった事で申し出てくる方は世代が代わって、もう農地も作れないとかいう方が多いんです。それでそのまま荒らしてしまうと、かえって周りの農地の方にご迷惑をかけるといった事が最近のほとんどの事例です。

5番 江藤 国子 委員

これがその農地じゃ無くなるのは仕方ない事なのかもしれないけど、農家からするとこうやって今田植え終わった時点で、いっぱい所々も非農地になりそうな所があるじゃないですか、あーゆう所をもっと農政課とか農業委員会の方で誰か斡旋して、ちょっとでも良い所を守っていく様にしていってもらえるといいかなと思います。

農 政 課

はいそうですね、そういう意見ももちろんありましてですね、現在人農地プランの実質化という事で、各地区のもう作れない様な農地は今後誰が作っていくかという様な話し合いをする事にしております。各地を回ってとか、その地区の代表の方にアンケートを取らせて頂いて、その地区の代表の方に集まってもらって、そういった事が出来るだけ農地を守る様な方向とする様な事を今通り組んでいるところであります。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(推進委員 竹林 千尋 委員より挙手有り)

竹林委員さんどうぞ。

推進委員 竹林 千尋 委員

竹林です。

今言っていた人農地プランは、作れない様な土地を担い手にとっていた気がするんですが、こういう第1種の良い所を宅地にする事で、担い手が困るっていう状況にはならないんでしょうか？と思ったのと、第一種農地ってそんな簡単に転用出来るものなんじゃないか？条件さえ満たしておけば。

農 政 課

えー、簡単ではないんですが、一応条件を、周辺農地の方の同意を得てるとか水利組合の同意を得ているとか、他の農振地域以外の土地を探したうえでどうしても見つからなかったのだからここを外させてくださいとかいう条件を全て満たしている状態でありましたので、今回の農業委員会への協議に掛けさせていただいております。

推進委員 竹林 千尋 委員

今後、市として第一種農地を守っていくとか方向性はあるんですか？それともどんどん、なんでしょうね、宅地化してるような所はもう転用を認めていく方向なのかっていう事はあるんでしょうか？

農 政 課

もちろん農政課としては、いい土地は極力残していったって、もちろん農業に使って頂きたいという状況はありますが、実際使う計画がまだ出来てない様な状態です。

人農地プラン、先程言いました話し合いによって、農地を集積して農用地を有効利用していくっていうのが一番の目標なんですけど、現時点では詳しい計画が出来ていませんので、荒れるよりはという言い方が悪いかもしれませんが、端から条件を一応クリアしておりますので、えー・・・。

推進委員 竹林 千尋 委員

はい、わかりました。

今後条件の追加とかの検討はされるんでしょうか？

農 政 課

そうですね、あの都市計画も絡んで今後検討はしたいと考えておりますが、いつというのは、まだはっきり決まっております。

推進委員 竹林 千尋 委員

人農地プランはそもそも何年も前からあって、あんまり有効的に動いている様に見えないのでもっと有効的に動くようになんか手を入れなきゃいけないのかなって感じがするので、そこを検討していただければと思います。

農 政 課

ありがとうございます。検討させていただきます。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

3番 高田 英 委員

3番、高田です。

今の話の中で、農業委員会事務局が答えないといけない部分があったと思うんです。転用の話どうなのか？という事を言われたと思うんですが、これ農地法施行規則の33の4号というところに該当して、第一種農地であっても宅地が3つ接続してて、その隣接する所に建てる場合は、第一種農地でもOKですよっていうふうに法で決められています。なので、これは転用OKな案件ですね。だから、そういう所の案件が今回の審議の中にかなり出てきます。第一種農地でも、住宅、一般住宅もそうだし農家用住宅もそうだし、集合住宅、アパートもその該当に入ります。ですので、そこだけちょっと注視しておいていただきたいと思います。

それで、この前話が出たと思うんですが、農振法と農地法は違うでしょという話が出たと思います。そもそも違うのは皆さんご存じだと思いますが、農振法だけを見ていくところの中の案件ほとんど外れるんですね、簡単ですから。じゃそれが転用出来るかっていうのは別の話で、転用出来ない所の農振を外していいのかって事になってくるので、農転がちゃんと出来る所しか農振を外す事が出来ないという取り扱いをずっとやってきました。

それがなんか最近、壊れつつあるのかな？のが、心配になっているんですが、そこはちゃんと守っていかないといけないのかなと思っています。それで優良農地という話が出たんですが、私の考えとしては、今現存している所有者がやっぱり売りたいんだ、農業をや

っていけないんだ、手放したいんだという気持ちになっているという事はなにかという事を考えた時に、やっぱり農業施策がうまくいってないのではないかと皆さんそういう不満が多分挙がってるのではないかとこの気が若干いたします。そこだけちょっと受け止めていただきたいなと思います。

議 長

はい、箇所番号2につきまして、他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号2番の除外につきまして採決したいと思います。意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号2番の除外につきまして、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号3番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号3番 議案朗読説明。

議 長

今、農政課から説明がございましたけども、箇所番号3番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号3番の除外につきまして採決したいと思います。意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号3番の除外につきまして、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号4番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号4番 議案朗読説明。

議 長

はい、箇所番号4番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号4番の除外につきまして採決したいと思います。意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号4番の除外につきまして、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号5番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号 5 番 議案朗読説明。

議 長

はい、箇所番号 5 番につきまして質問がある方お願い致します。

(3 番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3 番 高田 英 委員

3 番高田です。えー、これ添付の図面を見ると左側の土地が家の所、右側は物置があって四角いスペースがある。それと 28 ページの左側の下側の方はかなりスペースがあるんですね。基本的には農家用住宅であれば転用面積は 1000 m²以内ではないかと思うんです。

それで、法面の傾斜があってこれだけ面積が必要なんだという話になれば別なんですけど、ここは第二種農地だけど結構条件のいい農地だと思いますので、こんなに面積が必要なのか？これは分筆するべきではないかと私は思います。

9 番 佐藤 一富 委員

この件、先般の時に私もどこかなと思っていろいろ頭の中整理したんですけど、ここは今言う下の道路と上の申請している土地は、かなりの落差があるんです。だから多分入口にかなり取られるんじゃないかなと思います。途中までは壁があるんですが、進入路の部分は高さが高い所は 2 m ぐらいあるかなと思います。それを削って入口作ったりすれば、かなり奥まで進入路にしないといけないような様な状態かと思います。

そして今言う一番端は道路のすぐ上で竹山というか、ぐるりと竹山が回ってるって感じの横にある農地です。多分そういう事で、広く申請をしたんじゃないかなと思います。現地はそういう状況です。

農 政 課

今、佐藤さんの説明にありました通り現地を確認してきましたんですが、26 ページの航空写真にある様に右側の土地についてはですね、果樹というか木がもう生えております。

それでも農地に戻すのも難しいという事と今佐藤さんの説明にありました通り、ここ段差が結構ありましてですね、道、計画段階ではこのくらいしかとってないんですが、もうちょっと奥まで進入路が食い込んでいく可能性があるという事を申し出者から言われております。

議 長

今、農政課から説明がございましたけども、他に質問はないでしょうか？

3 番 高田 英 委員

農業委員会的にはそれで大丈夫なの？これ認めて問題ないんですか？

事 務 局

今、高田委員さんが言われる様に、農家用住宅でも 1000 m²を超すとなかなかそんなに面積がいるのかという判断ですけども、佐藤委員さんがいう様に段差があってあの進入路にかなり取られるのは間違いありません。

ただこれをうちの農転と農振の関係で、農振の関係を一部分筆して、ここの部分だけを農振を除外するじゃなくて、うちの農転の方が逆に難しくなるのかなという案件になると思います。

1000㎡を超えますので。但し倉庫が16mでしたかね？ものすごく大きな倉庫を建てる様な計画にはなってるみたいなので、その辺はちょっとうちの農転の方では協議が必要なのかなとは思っております。ですので、農振で全部1筆というかこれ全部外すのかっていうのは、今この場の協議になると思いますので。

議 長

他に質問はないですか？

(1番 坂本 成一 委員より挙手有り。)

坂本委員さんどうぞ。

1番 坂本 成一 委員

1番、坂本です。奥の家を建てる所に田んぼがあります。これに今現状、機械を持ち込むのにどういう形で行っているのか、教えていただきたい。

事務局

26ページの航空写真で見ると分かると思うんですけど、その286-1番の275番の間に道が通ってますよね？25ページの字図に道とありますよね？286-1に行くのは、275との間に道が通ってますので、これを利用して今現在利用しているので、今回は先程言いました様に289の所段差があるんですけども、そこに進入路を作って286-1に行こうという話でございます。

1番 坂本 成一 委員

この道を拡張する様な考えをすれば、高田委員さんがいった様に分筆して3筆も潰さんでもいいんじゃないかと思うんです。

事務局

本人じゃないと分からないんですけど、メインの道路の方に住宅がありますよね？道を挟んで前に2軒と隣に倉庫みたいなのがありますよね？そのメイン道路から入るとすれば、道を拡張するとなると工事車両の4トン車が入る様な道にしないといけないので、その方が費用がかかったりするのかなと思うんですけども。

今回はメインの道から傾斜をつけた進入路を作って住宅奥に建てたいという事だと思います。

1番 坂本 成一 委員

ちょっと面積的に納得がいきません。

事務局

先程言いました様に1000㎡を越すので、農家用住宅でも1000㎡を上限、一般住宅でも500㎡前後で一応うちの方としては許可をしておりますけども、今回1000㎡を超えていますので、まあ越してはいますが進入路で引いたりいろいろしてたりしたら、実際はどう活用するか図面に書いてる通り、倉庫の前を広くとってるんだなという感覚しかありませんので、そこら辺の判断が難しい所です。

さっき高田委員さんが言われた様に1000㎡を超えていますので、うちの農転の方が難

しいのかなという判断です。

3番 高田 英 委員

289番の右の地番の方のそこ先程から言っている28ページの進入路があるんですが、その上に四角く囲った所が物置の横にあるんですが、これ何ですか？

農 政 課

これ物置と聞いております。その横の四角は、今もう果樹とか生えている状態なんですよ。それで農園というか家庭菜園みたいな形にしたいという事を言ってます。

3番 高田 英 委員

つまり、何もしないって話？

農 政 課

そうですね。

事 務 局

今、高田委員さんが思った様に家庭菜園の扱いが、結構あとの案件でも出てくるんですけども、家庭菜園というとまあ農地になりますけども、実際家庭菜園をそのどの範囲まで認めるかという事を県の方に聞いているんですけども、なかなか農家をしてない人が住宅兼家の真ん前にすぐ採れる家庭菜園を作りたいと言った時に、家庭菜園は一応農地になるんですけどもそれをどう扱うかという難しさとかあると思います。

今言う様に家庭菜園の広さでこの調整をしているのかなという判断のもと、この前主査が、県の方に家庭菜園とはどういう扱いをしたらいいのかという事で、この1000㎡の件について聞いてましたので、まあその辺が農転の方で家庭菜園をどう見るのかという判断になってくると思います。

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

現時点でとりあえずこの1400㎡、農振除外するしかないのかなという感じがします。農転の申請が出た時におそらく1000㎡、分筆しなさいって話になってくるのではないかと思います、その農転の時にしっかり審議するしかないのかなという、今現時点では思います。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(推進委員 加藤 和夫 委員より挙手有り。)

加藤委員さんどうぞ。

推進委員 加藤 和夫 委員

挟間4の加藤です。

この場はですね、農振除外だけに一つしぼっていただけませんか？あと転用の事はね、農業委員会で別途審議されると思いますので、両方考え合わせながらしよると時間がかかってしまったくないですよ。お願いします。

議 長

今、加藤委員さんからも出ましたけど、ご意見ありますか？

事 務 局

あの、農政課にお願いですが、県の方に進達するのにうちの農転の方で分筆が必要となる可能性があるという事を入れてもらって進達をしていただきたい。

1000㎡を超す案件なので、多分今農業委員さんも全て農振はいいけど、うちの農転の時に1000㎡で引っかかりますので、その点は分筆が必要になる可能性があるのではという事で、県の方に進達の方をお願いしておきたいと思います。

農 政 課

わかりました。農転の時はその様な事があるという事も添えて出したいと思います。

議 長

今、いろいろ意見が出ましたけれども、意見なしではなくて意見を付してですね、今の1000㎡を超えるって事で、将来分筆をしなければいけないかもしれないというそういう意見を入れて答申したいと思います。そういう意見で答申しますけど、賛成の方挙手をお願いします。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

その様に意見を付して、答申致します。

続きまして、箇所番号6番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号6番 議案朗読説明。

議 長

はい、箇所番号6番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号6番の除外につきまして採決したいと思います。この案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号6番の除外につきまして、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号7番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号7番 議案朗読説明。

議 長

はい、箇所番号7番につきまして質問がある方お願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番です。これ建売住宅計画業者って、もしかして〇〇ですか？

農 政 課

はい、そうです。

3番 高田 英 委員

ちょっとお願いがあるんですが、私の仕事柄情報の中で、これ建売住宅って事で申請されているので法的には問題ないと思うんですが、過去にこの会社が他の所で建売住宅の案件があがってると思うんですが、聞いたところによると、契約者を先に見つけて契約が整ったら家を建てて売ってるのではないかという情報も入って来てるので、過去この会社がやってきた案件の中で、ちゃんと建売で本当に出しているのかっていうのは、過去物件についてすみません一度調査をお願いしたいという風に思います。でなければ、これはもう法律的にはちょっとおかしい話ですね。

本当は建ててからお客さんを探すじゃなくても、ここに建てる土地だけでも売るような段取りお客さんを見つけて、じゃあお客さんの条件で合う物を建てましょう、これを建売としてここに上がって来てるのであれば、今後この会社は、多分アウトだと思いますので、そのところの過去物件を調べてください。お願いします。

事 務 局

はい、わかりました。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号7番の除外につきまして採決したいと思います。この案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号7番の除外につきまして、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号8番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号8番 議案朗読説明。

議 長

はい、箇所番号8番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号8番の除外につきまして採決したいと思います。この案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号8番の除外につきまして、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号9番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号9番 議案朗読説明。

議 長

はい、箇所番号9番につきまして質問がある方お願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番です。すいません、農産物加工所というのは50ページの計画図からいったらどっちが農産物加工所でしょうか？

農 政 課

左側です。

3番 高田 英 委員

つまり883-1っていうのは、陶芸用住宅ですか？

農 政 課

そうです。

3番 高田 英 委員

これはあの、第一種農地で中に無許可で住宅を建ててるという事ですか？

農 政 課

住宅というか、陶芸教室用の住宅を建ててるんですが……。

3番 高田 英 委員

ちょっと待って、陶芸教室用の住宅って、そこに住んでおられるから住宅ですよ？

農 政 課

住んではないです。

3番 高田 英 委員

住んではない？

農 政 課

あの元々は、農産物のなにか施設をしていたらしんですが、時間が経つにつれいつの間にか陶芸教室みたいなものになってしまったという話でした。

3番 高田 英 委員

私が思うに逆だったら、この第一種農地の所が農産物工場だったら問題はないと思うんですが、これ逆ですので、ちょっとその辺問題がありますよね？第一種農地にそういった

ものは建てられないと思います。

農 政 課

そうですね、今、高田委員さんがおっしゃった様に逆だったらいいんですが、右の方が陶芸教室という事でもう始末書を・・・。

3番 高田 英 委員

始末書を書いたとしても、建てられないものは建てられないんだから、それでいいとかいう話じゃないでしょ。

例えば、第一種農地とかそういう農地にいきなり旅館を建てました。何年もたってから始末書付けて出しました。これを認めますか？そんなのは認められないでしょ。

一番いいのは農産物加工所と陶芸教室を逆にしてしまえば何とか許可できるかなとは思いますが。

農 政 課

これまた、申出者と協議しまして、右の分を農産加工施設に戻すか、協議させてください。今時点では、ちょっと答えられません。

3番 高田 英 委員

農業委員会の担当ともちゃんと詰めをしてください。

農 政 課

はい。

議 長

はい、それでは箇所番号9につきましても今事務局からも説明ありましたけども、申請人にいろいろ意見を言って調べるという事なので、皆さん了解してください。この案件は、飛ばして次の案件にいいですか？

続きまして、箇所番号10番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号10番 議案朗読説明。

議 長

今、説明が終わりましたが、質問がある方はお願いします。

質問はありませんか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 採決したいと思えます。この案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号11番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号11番 議案朗読説明。

議

長

箇所番号11番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 採決したいと思えます。この案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号12番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号12番 議案朗読説明。

議

長

箇所番号12番につきまして質問がある方お願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

これ前回、佐藤委員か坂本委員が多分言ったと思うんですが、こんなに駐車場が要るんでしょうか？と私も実は思うんですよ。4300㎡、この図面上では90台くらい書いてますけど、これも結構アバウトでかなり適当に書いてる駐車場の画なんですけど、これもうちょっと台数的には、もっと停められるんじゃないか？この広さがあれば？という気がします。

現在、どの位駐車場があつて、今までどうしてたのか？本当にこんなに要るのか？と気にかかるんですが、どうでしょう？

農 政 課

そのへんは申し出者に聞きました。

以前、神社内の土地の中に駐車スペースは4～50台ほどあったのですが、祖霊社という納骨堂を作ったという事で、駐車場が足らなくなったという事を聞いております。それで、大祭の際には100台くらい停める駐車場が欲しいという事です。

今現在、祭りをする時には信者さんには、汽車で来てもらったり周りの家の人に駐車場になる様な所をちょっと借りたりして、周辺の人にもちょっとご迷惑をかけている状況がある為、出来るだけというか広い100台ほど停まる様なスペースを確保したいという事で、話があつたと聞いております。

議

長

今、説明がありましたけど、他に質問はないでしょうか？

庄内の人で詳しい人はぜひ意見を言ってください。

(推進委員 竹林 千尋 委員より挙手有り)

竹林委員さんどうぞ。

推進委員 竹林 千尋 委員

確かに大祭があると、結構車が渋滞というか交通整理の方が来てたりしてて、もう少し駐車場があるといいのかなっていう感じはしてました。ただ、この面積が必要なのか私に判断つきませんが、渋滞はしてます。

事務局

農業委員会からですけども、4374㎡ありますので3000㎡を超す分は、農業会議の常設審議会にかけないといけないので、先程、高田委員さんが言った様にもうちょっと駐車場の停める形っていうのが明確に欲しいと思います。このままで常設審議会にかけたら、こんなに面積がいるのか？と多分言われるだろうとは思いますが。

さっき、後藤補佐が言われた様に年に何回かしか使わないのに農地の有効利用になるのかっていう疑問は、農業委員会としては残るんですけども、明確にそういう風に納骨堂建てて、駐車場を足らなくなったというのと砂利敷きでどうするのかというアスファルト舗装するのかセメン張るのかとか、そういうところを具体的に聞きながら、もうちょっとちゃんとした駐車場の図を書いていただかないと、うちの方の常設では通らないと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

農政課

はい。今、局長が申しました様に、正確な図面を書く様に本人には伝えております。一応コンクリートを張るとかじゃなくて、砂利敷きとは聞いております。詳しい図面等は、また持って来てもらう様にしております。

議長

他にこの案件につきまして、ご意見はありませんか。

(ありません。)

今、駐車場の面積が広いという事で、利用価値・利用方法などきちっとした事をまた申請者に求めるという事で、そういう意見を付して答申したいと思いますが、いかがでしょうか？それでは今、農政課にも申しました様な意見を付して答申したいと思っておりますので、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件は、駐車場の利用価値・面積・台数などきちんとした資料を提出してもらうという事で、答申致します。

続きまして、箇所番号13番の説明をお願いします。

農政課

箇所番号13番 議案朗読説明。

議長

箇所番号13番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 採決したいと思います。この案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号14番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号14番 議案朗読説明。

議 長

箇所番号14番につきまして質問がある方お願い致します。

(1番 坂本 成一 委員より挙手有り)

坂本委員さんどうぞ。

1番 坂本 成一 委員

13番で〇〇工業さんが購入、14番でまた購入。これ以外に以前2・3筆、やっぱり資材置場・機械置場という事で付け出しがあります。

果たして、ここでもう30アール、3反程、そんなに機械やら資材が以前より増えたのかどうか？整理整頓して機械や重機、資材を置けば、面積的にもどんどん増やさなくてもいいんじゃないかな？と。

まあ決して田んぼを潰すのが悪いとは言わないんですけど、継ぎ足し継ぎ足しで毎回毎回こういう風に出てくるというのは、いかがなものかな？それで重機置場・資材置場という事で、機械がどのくらい増えたのか？確認は出来てるのか？そのへんが知りたいです。

農 政 課

重機が何台増えたかまでは聞いてないんですが、重機も増えて資材置場も置く所が無いので必要という事です。それと78ページの航空写真を見てもらえると分かるんですが、ここが地目田になっているんですが、実質もうかなり荒れた土地になっておりまして、法面も結構高い法面になっております。実質まあこの面積なんですけど、使える土地としてはそんなに面積的には無い事となっております。

他に質問はありませんか？

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

9番の佐藤ですが、傾斜がかなりあるという話だけど、平地にするわけですか？図面をみると。

農 政 課

どっちにしても車が入る様な通路を作らないといけないので、いくらかはフラットというか傾斜をつけて道を作っていくという話はしていました。

9番 佐藤 一富 委員

多分、これあの再生材を置くんじゃないの？

農 政 課

私が聞いているのは、土砂とか砕石とか建築資材を置くという事です。

9番 佐藤 一富 委員

資材とっているけどな、今これだけ面積を転用するっていう事は、砕石とか土砂とか資材置場とか書いてあるけど、かなりの量の再生材じゃないかと思うんだけど。

あまり傾斜があると多分野積みで山積にすると思うんで、その辺はちょっとだいじょうぶかなと。

農 政 課

その辺は安全に配慮した計画で作っていただく様に指導致します。

9番 佐藤 一富 委員

道路とか下にあるように見えるので、その辺はちょっと気を付けた方がいいんじゃないかなとは思いますが。広い道路ごとあるけん。

農 政 課

はい、その辺は指導致しておきます。

議 長

14の除外につきまして、他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、採決したいと思います。この14号の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号15番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号15番 議案朗読説明。

議 長

箇所番号15番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 採決したいと思います。この案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数) はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号16番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号16番 議案朗読説明。

議 長

箇所番号16番につきまして質問がある方お願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番です。これ一般住宅だけど第一種農地で829㎡、ちょっと広すぎるとこれも思います。おそらく500㎡以下でないと、農転は無理だと思います。

農 政 課

はい、えーと家庭菜園と書いている所ですが、これも先程の例と同じなんですけど、こちら果樹を植えたりしたいという事で、この面積を取っております。

この方大分市の方からこっちに農業をしたいという事で、農業も兼業したいという事で入ってくるという事なんですけど、ここだけちょっと農地残しててもという事で・・・。

3番 高田 英 委員

85ページの字図を見ると、隣の田んぼが同じ所有者なので上手く分筆したら隣の方の農地がまだ上手く使えると思うんですけど、どうでしょう？

農 政 課

そうですね。

3番 高田 英 委員

分筆なしで、OKとは出来ないと思います。

農 政 課

わかりました。こちらまた、申出者と協議致します。

議 長

他にご質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 採決致します。今農政課からも申し出がありましたけども、面積が広いので申請者に対してのその点を伝えるという事で、その意見を付して答申したいと思っておりますので、そういう意見をつけて答申したいと思っておりますが、これでいいですか？賛成の方挙手をお願い致します。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、その様に致します。

事務局、お願い致します。

続きまして、箇所番号17番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号17番 議案朗読説明。

議 長

箇所番号17番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

それでは、箇所番号17番の除外につきまして採決を致します。意見なしとして答申し

てよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号18番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号18番 議案朗読説明。

議 長

箇所番号18番につきまして質問がある方お願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番です。

これは農業委員会事務局の小原君とも私ちょっと協議したんです。それで、法的には、先程言った集落接続っていう事で全部OKだそうです。ただし、これ本当に同時に申請出来るのか？

全部だと相当面積ありますね。潤いのある町づくり条例、1000㎡以上が対象の条例が湯布院にあるんですが、それはもちろんの事、県の開発許可まで該当すると思います。

これまた先の案件は、ここで同時に全部審議するという話にならないので、基本的にはこれ同時申請なのか？という事を確認してください。あの事務局さんをお願いしたのですが、同時申請なら仕方ない、受けるしかないじゃなければ、やる都度農振を除外していくべきではないかなという風に私は考えます。

農 政 課

こちらも農業委員会事務局と協議しまして、申し出者にも聞いたのですが、一応一括でやりたい、やるという事を言われました。

議 長

皆さん、なんか他に質問はないでしょうか？

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

9番です。

あの、ここは湯布院で言えば、本当の特等地じゃないのかなと思うんですがね。図面からしても。

第一種農地で、今言う様なさっきの挟間の案件にもあったんやけど、広さ的な面とか考えたときにこれはちょっとまずいんじゃないかという様な話になるのではないんですか？

農 政 課

えーこれはですね、最初の方に言いましたように、一応要件を満たしておる様な案件なんです。それでこの地域は人農地プランとかまだ出来てない地区でして、出来れば全部じゃなくていくらか残して欲しいと言う事も言ったんですが、ちょっともう今後作る事も出来ないし、今作ってもらってる人ももう自分も出来ないの土地を返しますよと言う事を言われてるという事で、このままだと頼む人もいなくてまた荒らしてしまうという事を本人から聞いております。

議 長

申し出者は、娘さんが3人いますが皆さん外に出ておられて、子供さん達は帰らないし後継ぎもいないんです。作ってる人はうちの近所の方が今作ってるんですが、その方と今朝もお話ししたんですけど、その方もいつ辞めようかと言っている人です。

申し出者は、娘さん達は田がいないというから住宅でも建ててお金が入る様にしてやろうかな？とそういう意見だそうなんですけど、私もちょっと広いなと思ひ申請者と話したんですけど、そのままになってしまいました。皆さんなにかいろんな意見があればお願いします。

今、高田委員さんからですね、除外とそこにその住宅建設に入る同時進行を意見として付けたらどうかと事が出てますけど、意見無しでは答申したら私もちょっと無理かなと思ひますので、他にご意見ないでしょうか？

(ありません。)

それでは、意見が無い様でございますので、今高田委員さんも言ったように集合住宅の同時進行も兼ねて除外と一緒にしてくださいという意見を付けて答申したいと思ひますが、皆さんどうでしょうか？いいですかね？良ければ挙手をお願い致します。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、今の様な意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号19番の説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号19番 議案朗読説明。

議 長

箇所番号19番につきまして質問がある方お願い致します。

(ありません。)

無ければこの案件 採決を致します。この案件 意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

農 政 課

すみません、もう一件、

前回川南の案件があったんですが、申し出取下げを出してきております。すみません、今日は忙しいところ大変ありがとうございました。

議 長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。